



発行 東京都

目次

91

規則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（総務局情報通信企画部企画課）…

規則（教）

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則………
○東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則………

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。
第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人番号及び特定個人情報情報の利用範囲）」を付する。
第三条から第五条までの見出しを削る。

第六条第二項中「条例別表第二の五の項」を「条例別表第二の八の項」に改め、同条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

第六条 条例別表第一の六の項に規定する規則で定める事務は、東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金支給要綱（平成二十六年十一月二十日付二十六総首大第 三三三十二号総務局長決定）第三条による東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金の給付の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第七条 条例別表第一の七の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都私立高等学校等及び直し支援金交付要綱（平成二十九年三月三十一日付二十八生私振第七百七十九号生活文化局長決定）による私立高等学校等及び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る審査若しくは当該申請に対する応答に関する事務又は同要綱による私立高等学校等及び直し支援金に係る収入の状況の届出の受理、当該届出に係る審査若しくは当該届出に対する応答に関する事務

二 東京都立産業技術高等専門学校等及び直し支援金交付要綱（平成二十八年三月三十一日付二十七総総企第八百九十二号総務局長決定）による東京都立産業技術高等専門学校等及び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る審査若しくは当該申請に対する応答に関する事務又は同要綱による東京都立産業技術高等専門学校等及び直し支援金に係る収入の状況の届出の受理、当該届出に係る審査若しくは当該届出に対する応答に関する事務

第八条 条例別表第一の八の項に規定する規則で定める事務は、東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減及び選択的学習活動支援制度実施要綱（平成三十年六月二十九日

付三十総企第二百六十二号総務局長決定) 第五条による授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援の対象資格の認定の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

(特定個人情報を利用する事務)

第九条 条例別表第二の一の項に規定する規則で定める事務は、東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金支給要綱第三条による東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金の給付の申請に係る審査に関する事務とする。

第十条 条例別表第二の二の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都私立高等学校等及び直し支援金交付要綱による私立高等学校等及び直し支援金の受給資格の認定の申請又は同要綱による私立高等学校等及び直し支援金に係る収入の状況の届出に係る審査に関する事務

二 東京都立産業技術高等専門学校等及び直し支援金交付要綱による東京都立産業技術高等専門学校等及び直し支援金の受給資格の認定の申請又は同要綱による東京都立産業技術高等専門学校等及び直し支援金に係る収入の状況の届出に係る審査に関する事務

第十一条 条例別表第二の三の項に規定する規則で定める事務は、東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減及び選択的学習活動支援制度実施要綱第五条による授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援の対象資格の認定の申請に係る審査に関する事務とする。

附則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

規則(教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	王子特別支援学校	知的障害	高等部	普通科	を
同	王子特別支援学校	知的障害	小学部 中学部	普通科	に、
同	城東特別支援学校	知的障害	小学部 中学部		を
同	臨海青海特別支援学校	知的障害	小学部 小学部 中学部		に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例別表第一の六の項」を「条例別表第一の九の項」に改め、同条第二項中「条例別表第一の七の項」を「条例別表第一の十の項」に改め、同条第三項中「条例別表第一の八の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同条第四項中「条例別表第一の九の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同条第五項中「条例別表第一の十の項」を「条例別表第一の十三の項」に改める。

第三条中「条例別表第二の一の項から五の項まで」を「条例別表第二の四の項から八の項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001